【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月26日
【会社名】	株式会社ストライク
【英訳名】	Strike Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　荒井　邦彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目９番２号
【電話番号】	03-6865-7799（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理部担当　中村　康一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目９番２号
【電話番号】	03-6865-7766
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理部担当　中村　康一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は、2020年11月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年11月25日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金24円　　総額　458,496,408円

ロ　効力発生日

2020年11月26日

第２号議案　定款一部変更の件

当社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月31日までとしておりますが、今後の経営計画の策定及び決算、その他の経営情報の円滑化、並びに経営の効率化等を図るため、事業年度を毎年10月1日から翌年９月30日までに変更したく、定款第13条（基準日）、第40条（事業年度）、第41条（剰余金の配当の基準日）及び第42条(中間配当)に所要の変更を行う。また、事業年度の変更に伴い、第25期事業年度は、2020年９月１日から2021年９月30日までの13か月間となるため、経過措置として附則を設ける。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合 (%)
第１号議案 剰余金処分の件	157,399	60	―	(注)１	可決　92.02
第２号議案 定款一部変更の件	157,513	67	―	(注)２	可決　92.02

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。